

## サービック第一事業所の「超勤」は「強制」だ！ 社員の「同意」を得てから「超勤」を実施しろ！

サービック新大阪第一事業所において、昨年のダイヤ改正（2022年3月12日実施）から毎月に臨時列車が多い日（金、土、日、祝日）に10分から45分の超勤が発生しています。

第一事業所は、掲示だけで超勤対象の社員に対して業務指示をしています。掲示は「担務、月日」と「個人配布の勤務指定表へは指定していません」と記載しています。

以上のように、第一事業所は、社員個別に超勤の業務指示を行っていません。もちろん、社員に超勤の同意を得ることは行っていません。

第一事業所の超勤（第一事業所は「残業」と称しています）は、あらかじめ確定している臨時列車を整備するための計画的な超勤です。しかし、第一事業所は、計画的な超勤を突発的な残業と称して、「臨時列車が多いから」を錦の御旗のごとく掲げ、超勤が発生するのはやむを得なく、断り切れない状況を作り出しています。

## 福田第一事業所副所長「超勤をしないのなら業務指示違反だ！」 福田副所長の言動は、まさしく「強制」そのものだ！

過日、超勤の対象となったJ R 東海労組合員（サービックへの出向社員）は、福田喜光第一事業所副所長に超勤ができない理由と超勤をしない担務への変更を申し出ました。

しかし、福田副所長は、組合員とのやり取りの最後に「私が言えることは超勤をしないのなら業務指示違反としか言えません」と、超勤が強制であることを如実に表す対応をしました。

第一事業所の超勤は、あらかじめ臨時列車は確定していて、超勤の件数も月に平均6件ぐらいしかありません。よって、管理者が超勤対象の社員に対して、掲示ではなく社員個別に、超勤の業務指示ではなく、超勤の要請と同意を得ることはできます。

しかし、第一事業所はこれを怠り、掲示だけの業務指示を行い、超勤ができない社員からの切実な理由を一切認めず、超勤を拒否したら業務指示違反だ！と恫喝しています（過去には不当な「訓告」処分を出しています）。

私たちJ R 東海労は、昨年のダイヤ改正以降実施されている第一事業所の超勤に対して、「社員に超勤の同意を得ること」を、申し入れや団体交渉においてサービック会社に要求しました。しかし、サービック会社は「そのような考えはない」と不誠実極まりない対応をしています。

サービック会社（第一事業所）に対して、これからも粘り強く、「臨時列車に対応できる適正な要員を確保」と「超勤対象の社員に対しては、業務指示による強制でなく同意を得ること」を求めていきます。